

ICT環境整備のための地方交付税の活用

国会 常務理事・事務局長 森本 泰弘

1. 平成 24 年度地方財政措置

本会報前掲の「平成 24 年度文部科学省 ICT 関連予算・初等中等教育予算」で示された予算は、主に調査および研究に関わるものであった。全国の学校の ICT 環境については、地方交付税による地方財政措置により整備することになる。地方交付税は、地方自治体に交付されると、その自治体の一般財源となり、用途が限定されない。しかし、金額の算定段階では、文部科学省等各省庁で目的別に必要額を積算している。下表は、平成 24 年度の教育関係主要事項の地方財政措置の金額を示すものである。

平成 24 年度地方財政措置（教育関係主要事項等）

1. 学校教材の整備【拡充】	約 800 億円
「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」に基づく地方財政措置	
2. 学校図書館担当職員の配置【新規】	約 150 億円
小中学校における学校図書館図書担当職員の配置に要する経費の地方財政措置	
3. 学校図書館図書の整備【拡充】	約 200 億円
「新学校図書館図書整備 5 ヵ年計画」に基づく地方財政措置	
4. 学校図書館への新聞配備【新規】	約 15 億円
新学習指導要領に対応するため、新たに新聞（1 紙）を小中学校の学校図書館に配備するための経費の地方財政措置	
5. 特別支援教育支援員の配置【拡充】	約 476 億円
特別支援教育支援員等の配置に要する経費の地方財政措置	
6. 教育の情報化対策【継続】	約 1,673 億円
「新たな情報通信技術戦略」（H22. 5. 11. IT 戦略本部決定）等に基づく教育の情報化のための地方財政措置	

「教育の情報化対策」としては、平成 23 年度と同額の約 1,673 億円が予定額として示されている。平成 23 年度と同様に、「『新たな情報通信技術戦略』（H22. 5. 11）等に基づく教育の情報化のための地方財政措置」と説明されている。

2. 「新たな情報通信技術戦略」に示されている内容

「新たな情報通信技術戦略」は、平成 22 年 5 月 22 日に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）が、「新たな国民権の社会を確立するための重点戦略」を示したもので、①国民本位の電子行政の実現、

②地域の絆の再生、③新市場の創出と国際展開、の 3 つの目的が設定されている。

教育の情報化は、「地域の絆の再生」のひとつの分野となっており、「2020 年までに、情報通信技術を利用した学校教育・生涯学習の環境を整備すること等により、すべての国民が情報通信技術を自在に活用できる社会を実現する」という目標が掲げられている。

教育分野の取組については、以下のような重点施策と具体的取組が示されている。

重点施策

情報通信技術を活用して、i) 子ども同士が教え合い学び合うなど、双方向でわかりやすい授業の実現、ii) 教職員の負担の軽減、iii) 児童生徒の情報活用能力の向上が図られるよう、21 世紀にふさわしい学校教育を実現できる環境を整える。また、国民の情報活用能力の格差是正を図るとともに、情報通信技術を活用して生涯学習の振興を図る。

具体的取組

文部科学省は、2010 年度中に教育の情報化の基本方針を策定し、その中で情報通信技術の活用が教育の現場にもたらす変革についてのビジョンを示した上で、当該ビジョンを実現するために、児童生徒 1 人 1 台の各種情報端末・デジタル機器等を活用したわかりやすい授業、クラウドコンピューティング技術の活用も視野に入れた教職員負担の軽減に資する校務支援システムの普及、デジタル教科書・教材などの教育コンテンツの充実、教員の情報通信技術の活用指導力の向上、学校サポート体制の充実、家庭及び地域における学習支援等、ハード・ソフト・ヒューマンの面から関係府省と連携して、総合的に情報通信技術の活用を推進する。また、情報化の影の部分への対応として、有害情報対策や情報モラル教育の推進に取り組むとともに、学校教育において児童生徒の情報活用能力の向上を図る。さらに、公民館、図書館等の社会教育施設の活用、放送大学、e ラーニング等によるリテラシー教育の充実など、生涯学習支援を推進する。【文部科学省、総務省、経済産業省等】

3. どのような ICT 環境整備が可能なのか

「新たな情報通信技術戦略」の「具体的取組」は、下図の左側に示すように、8つの項目から構成されている。「教育の情報化対策」の地方交付税については、この8項目の条件を満たす内容であれば、交付税の活用が想定されていると考えてよい。8項目の条件から導き出せる整備内容を同図の右側に示した。結果として、教育の情報化および情報教育のすべてに関わる整備内容が含まれることになる。

ハードウェアのほかに教材・コンテンツが対象となるのは当然であるが、ICT 支援員の雇用や教員研修など人的な環境の向上のためにも利用できると考えてよい。また、授業で利用する教室の ICT 環境だけではなく、校務の情報化にも利用できる。

授業での ICT 活用環境としては、「児童生徒1人1台の各種情報端末・デジタル機器」が目標とされているが、これを短期間で達成することはきわめてむずかし

い。現時点での教育用コンピュータの導入状況は、全国平均で、児童生徒6.6人に1台という状況(平成23年3月1日時点)であり、IT 新改革戦略における3.6人に1台という目標の60%にも達していない状況である。当面まず目標とすべきなのは、すべての普通教室や授業で利用する特別教室に1台のコンピュータを整備して一斉授業の中で有効に活用することであろう。ただし、コンピュータだけではなく、書画カメラや大型提示装置などもセットで整備することが重要である。

平成23年4月に、文部科学省から教材整備のための新たな参考資料として「教材整備指針」が公表された。この指針において注目すべきことは、整備すべき教材・設備の品名だけではなく、整備数量の目安が示されたことである。この教材整備指針によると、実物投影機(書画カメラ)、地上デジタル放送対応テレビ、プロジェクター、電子黒板などの提示関連 ICT 機器は、1学級あたり1程度の整備が目安として示されている。

「具体的取組」に記述されている8項目

児童生徒1人1台の各種情報端末・デジタル機器等を活用したわかりやすい授業

デジタル教科書・教材などの教育コンテンツの充実

教員の情報通信技術の活用指導力の向上

学校教育における児童生徒の情報活用能力の向上

学校サポート体制の充実

クラウドコンピューティング技術の活用も視野に入れた教職員負担の軽減に資する校務支援システムの普及

家庭及び地域における学習支援

有害情報対策や情報モラル教育の推進

地方交付税により整備可能な内容

授業でのICT活用

- ・普通教室・特別教室へのコンピュータ、提示関連ICT機器(電子黒板、書画カメラなど)の整備
- ・デジタル教科書・教材(指導用)の整備
- ・ICT支援員(技術支援、授業支援)の配備
- ・ICT活用についての教員研修の実施

児童生徒の情報活用能力向上(協働学習も含む)

- ・教育用コンピュータの整備(グループに1台、児童生徒1人1台)
- ・無線LAN高速インターネット環境の整備
- ・教員研修の実施

校務の情報化

- ・校務用コンピュータ(教員1人1台)配備
- ・校務支援システムの導入(自治体、教育委員会レベル)(外部データセンターの利用も検討)
- ・情報セキュリティの強化
- ・支援員(技術サポート)の配備

有害情報対策・情報モラル教育

- ・教員研修の実施
- ・指導用コンテンツの整備

「新たな情報通信技術戦略」と ICT 環境整備